

食費・部屋代の負担軽減〈介護保険負担限度額認定証〉

●内 容

施設入所及び短期入所（ショートステイ）利用時の食費・部屋代については、通常、全額自己負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、世帯（※1）・本人の所得に応じた負担限度額が設けられ、自己負担が軽減されます。

●利用の流れ

区役所保険年金課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
介護保険負担限度額認定証を施設に提示することにより、食費・部屋代は、段階に応じて下表「負担限度額（日額）」の金額まで軽減されます。

【負担限度額認定の申請時に必要なもの】

- ・被保険者及び配偶者（配偶者がいる場合）の預貯金通帳等の資産を確認できる書類
- ・介護保険証

●対象となるサービス

- 施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）
- （介護予防）短期入所生活介護 ●（介護予防）短期入所療養介護

負担限度額（日額）

【 】内の金額は、令和8年8月以降の金額です。

段階	対象者	部屋代							食費	
		多床室			従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	短期入所
		特養等	老健・医療院 （室料あり）	老健・医療院等 （室料なし）	特養等	老健・医療院等				
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯 ^{※1} で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等 ^{※2} の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円	300円	300円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^{※3} 」の合計が年間80.9万円以下 ^{※4} で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円	390円	600円
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80.9万円超 ^{※4} の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	650円 [680円]	1,000円 [1,030円]
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	430円 [530円]	430円 [530円]	430円	880円 [980円]	1,370円 [1,470円]	1,370円 [1,470円]	1,370円 [1,470円]	1,360円 [1,420円]	1,300円 [1,360円]
第4段階	上記以外の方	・第4段階には負担限度額が設けられていません。 ・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。								

※1…世帯 本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。）
※2…預貯金等 第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下
※3…その他の合計所得金額 情-7ページ「保険料について」の※3を参照してください。
※4…令和8年8月以降は82.65万円